

令和7年度 第1回副作用・感染等被害判定第二部会 議事要旨

副作用・感染等被害判定第二部会

開催日：令和7年5月29日（木）

副作用被害判定について

1. 請求等の内訳

新規	95件
継続	2件
現況	4件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの 92件

内訳

(1) 請求どおり支給決定することが適当である 41件

(2) 請求期間の一部について支給決定することが適当である 50件

主な意見

- ① 一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に
必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に対する医療
に該当するため不支給とすることが適当である。 50件
(②と1件重複、③と1件重複)
- ② 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが
適当である。 1件
(①と1件重複)
- ③ 判定不能のため、不支給とすることが適当である。 1件
(①と1件重複)

(3) 請求内容の一部について支給決定することが適当である 1件

主な意見

判定不能のため、不支給とすることが適当である。

1件

不支給決定することが適当であると考えられるもの

9件

主な意見

- ① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適当である。6件
- ② 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが適当である。1件
- ③ 入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に該当しないため、不支給とすることが適当である。2件

※保留 0件

再審議することが適当であると考えられるもの

0件